

よくあるご質問 Q & A コーナー

	Q (質問)	A (回答)
一般・芝生・みたま・立体に関すること	遺骨が手元に2つあります。一般埋蔵施設に2か所申込むことはできますか？	二重申込みにあたるため、申込みできません。 申込みは、資格のある方1人1か所限りです。詳しくは6頁をご確認ください。
	遺骨が手元に2つあります。一般埋蔵施設の申込みを考えていますが、どちらの遺骨で申込むべきですか。	申込者が祭祀の主事者であることを証明できる遺骨であるか確認のうえ、ご選択ください。申込み後、遺骨を変更することはできません。 詳しくは、各施設の募集内容(16～49頁)にある証明書類の項目で、ご確認ください。
	遺骨が手元に2つあります。一般埋蔵施設の申込みを考えていますが、申込遺骨にしなかった方の遺骨の埋葬はできないのですか。	申込遺骨を納骨した後であれば、別の遺骨を納骨することも可能です。
	一般埋蔵施設に申込みを考えています。各組の中で、面積や使用場所の選択はできますか？	できません。 公開抽選で決定された各組の当選順位により、墓所を割り当てます。また、使用場所の選択や交換、変更は一切できませんので、ご了承ください。
合葬・樹林・樹木に関すること	合葬埋蔵施設(樹林型含む)の「遺骨・生前申込」区分とは、何ですか？	ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要とお考えの方が申込む区分です。なお、ご遺骨をお持ちの方で、ご遺骨のみ納骨されたい場合は「遺骨申込」区分となります。ご遺骨をお持ちでない方で、ご自身のお墓として申込む場合は、「生前申込」区分となります。
	合葬埋蔵施設の「生前申込」区分に、私が申込者となって、私と配偶者と配偶者の母(義母)の3体で申込むことはできますか？	できません。 埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあることが条件になり、義理の関係の組み合わせで申込むことはできません。左記の例の場合は、配偶者を申込者とすれば、申し込むことができます。 詳しくは、4頁をご参照ください。
	<small>じゅもく</small> 樹木型合葬埋蔵施設に将来夫婦で入りたいのですか？	樹木型合葬埋蔵施設に、ご存命の方は申込むことができません。樹林型合葬埋蔵施設をご検討ください。



記入もれや記入不備のある申込書は、無効となります。